

裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が平成31年1月30日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

- 1 処分庁が、平成30年12月18日付けで行った保護変更決定処分に係る審査請求を却下する。
- 2 処分庁が、平成31年1月16日付けで行った保護変更決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成24年11月28日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 平成30年5月11日、請求人の妻（以下「妻」という。）が入院することになり、その入院期間が1か月を超える見込みであったことから、処分庁は、平成30年6月分保護費について、基準生活費を居宅基準から入院患者日用品費に変更した。
- 3 処分庁は、平成30年12月18日付けで、平成31年1月分保護費の決定（以下「本件決定1」という。）を行った。

- 4 処分庁は、妻が平成30年7月31日で病院から退院したことに伴い、平成30年8月分保護費について、基準生活費を入院患者日用品費から居宅基準に変更すべきであったが、変更されていないことが判明したため、平成31年1月16日付けで平成30年11月1日に遡って、基準生活費を入院患者日用品費から居宅基準に変更する決定（以下「本件決定2」といい、本件決定1と併せて「本件決定」という。）を行った。
- 5 請求人は、平成31年1月30日、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

一部保護費不支給は、処分庁が怠惰な誤った処理をしたため、請求人は、一点の間違いもなく、処分庁へ報告しており、真に不当なため。

妻平成30年5月11日頃入院。精神科。同年7月31日退院。入院日処分庁へ電話連絡。退院日処分庁へ電話にて連絡、その後保護費変更されず翌年1月25日に処分庁にて疑問を持ったため、追求しようやく処理ミスを確認した。その間処分庁の教示など一切なし。

その間、担当者のみで対応していた。

1月25日夕方、ようやく課長代理より電話があり3日後の朝10時に担当者と同行し謝罪、報道にも連絡したと報告を受けるが請求人の本意でない。

今回の審査請求は、保護される側に一点の誤りもない被害であり、処理ミスでは、済まされない事案であると判断し不支給分の全額支給と再発防止にさせていただきたい。

また、職員の対応方法も後手に回っているようであり、気を引き締めて事にあたってもらいたい。

(2) 平成31年3月15日付けで、審理員は請求人に対して、後記2 処分庁の主張の(1)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求め、また令和3年4月20日に反論書の提出期限の再設定について通知をしたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の趣旨の記載がある。

ア 平成30年12月18日付けの本件決定1通知書には、「保護変更 平成31年01月01日」、「ア基準額 101,150」、「イ加算額 14,590」、「ウ冬季加算 3,560」、「加算額内訳(再掲) 障がい者加算 14,590」との記載がある。

イ 平成31年1月16日付けの本件決定2通知書には、「保護変更 平成30年11月01日」、「ア基準額 120,060」、「イ加算額 17,530」、「ウ冬季加算 3,660」、「加算額内訳(再掲) 障がい者加算 17,530」との記載がある。

ウ 平成31年1月16日付けの本件決定2通知書には、「保護変更 平成30年12月01日」、「ア基準額 120,060」、「イ加算額 17,530」、「ウ冬季加算 3,660」、「加算額内訳(再掲) 障がい者加算 17,530」との記載がある。

エ 平成31年1月16日付けの本件決定2通知書には、「保護変更 平成31年01月01日」、「ア基準額 120,060」、「イ加算額 17,530」、「ウ冬季加算 3,660」、「加算額内訳(再掲) 障がい者加算 17,530」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成31年3月14日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件決定に至る経過

平成24年11月28日 保護開始

平成30年5月11日 妻が入院する。

妻の入院期間が1か月を超える見込みであったことから、平成30年6月分以降の請求人世帯の保護費の算定において、妻に係る保護費を、居宅生活者の基準額から入院患者の基準額に変更するための処理を行った。

平成30年7月31日 妻が退院する。

平成30年8月頃

処分庁に対する、妻が退院した旨の連絡により、妻が退院した事実を、生活保護の決定や実施に用いているシステムに入力した記録があったが、保護費を

変更するために必要な入力処理は行えていなかった。

平成 30 年 12 月 20 日

本件決定 1 の決定通知書を発送する。

平成 31 年 1 月 15 日

妻に係る保護費を、入院患者の基準額のままで算定していたことを発見する。

請求人に対して、処分庁の担当者が電話連絡により概略を説明する。

平成 31 年 1 月 18 日頃

本件決定 2 の決定通知書を発送する。

平成 31 年 1 月 25 日

来所された請求人に対して、処分庁の担当者が説明する。

イ 本件決定の妥当性について

請求人が審査請求の対象とする本件決定 2 は、平成 30 年 11 月分から平成 31 年 1 月分までの間の請求人世帯の保護費に関し、妻に係る保護費を入院患者の基準額から居宅生活者の基準額に変更することにより生じる差額分 60,720 円を追加支給したものであり、その算定に違法又は不当な点はない。

また本件決定 1 は平成 30 年 12 月分の保護費で認定していた期末一時扶助を平成 31 年 1 月分の保護費の算定から削除するものであり、その算定に違法又は不当な点はない。

しかし、請求人が審査請求書において、「保護される側に一点の誤りもない被害であり、処理ミスでは、済まされない事案であると判断し不支給分の全額支給と再発防止にしていきたい。(原文のまま)」と記載しているとおおり、妻の退院について処分庁に連絡したにもかかわらず、処分庁が事務処理を怠ったことにより、妻に係る保護費が入院患者の基準額のままの金額で見過ごされ、平成 30 年 8 月分から同年 10 月分の保護費を変更すれば生じる差額分 61,090 円の追加支給を受けられなくなったことに納得ができないということが本件審査請求の趣旨であると認められる。

よって、本件における争点は、妻に係る保護費に関し、入院患者の基準額から居宅生活者の基準額へ変更する処理を怠ったことにより支給できなくなった保護費について、平成 30 年 8 月分まで遡及して支給できるかどうかとも含まれると考える。

この点に関しては、請求人の主張のとおり、妻の退院について処分庁に連絡があったが、処分庁では退院した事実の記録は行っていたものの、保護費を変更するために必要な処理は行えていなかった。

しかし、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2 答1に扶助費の遡及支給の限度について、「最低生活費の遡及変更は3ヵ月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべき」であり、「3ヵ月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でない」とあることから、入院患者の基準額から居宅生活者の基準額への変更は、発見月である平成31年1月からその前々月分である平成30年11月までの3ヵ月とする決定を行ったものである。

以上の理由により、本件決定1及び本件決定2は正当なものである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成31年1月15日付けのケース記録票には、「入院入所者一覧データ」により点検を行った。その結果、妻H30年5月11日～H30年7月31日の間入院。6月保護費より基準生活費を居宅から入院日用品費に変更をしていたが、退院日の翌日付けの8月1日より基準生活費を居宅に戻すことができていないことが判明。本来であれば8月1日より変更を行うべきであるが問答集問13-2答え1により「最低生活費の遡及期間は3ヵ月程度（発見月からその前々月分まで）」と示されていることから、遡及可能な11月分から処理を行うこととする。生じた差額21,950円については当月随時払いとする。12月も同様の処理を行い、生じた差額16,820円については当月随時払いとする。1月も同様の処理を行い、生じた差額21,950円については当月随時払いとする。この件に関して請求人に電話をし、妻が7月31日に退院しており、本来であれば8月保護費から基準生活費を入院日用品費から居宅に変更をするべきところできておらず、差額が支給できるのが11月からの3ヵ月分であることを説明し、謝罪をする。」との記載がある。

イ 平成31年1月25日付けのケース記録票には、「請求人妻保護費の受け取りのため来所。（SVが会議で不在であったためCWのみで対応）再度退院時に入院日用品費から居宅に変更できていなかったことにより保護費の遡及期間を過ぎているため、11月分からしか差額支給できなかった旨説明と謝罪を行う。」との記載がある。

ウ 平成31年1月28日付けのケース記録票には、「SVから2人に対して改めて経緯の説明と謝罪を行う。CWが連絡を受けていたにもかかわらず失念をしていたこと。SVが確認できなかったこと、国において保護費の遡及変更は3ヵ月と示されていることから、平成30年11月分から平成31年1月分までの3ヵ月分の追加支給となる旨説明し、謝罪を行った。」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めており、これを受けて、保護の基準が定められている。
- (3) 法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）の別表第1の第1章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を規定しており、処分庁管内の本件決定時における請求人世帯（二人世帯）の居宅基準の生活扶助の額は120,060円、冬季加算額は3,660円、期末一時扶助費は22,650円である。また、保護基準の別表第1の第1章の（2）のウは、「入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が算定される者の基準生活費の算定は、別に定めるところによる。」と定めている。
保護基準の別表第1の第3章の1の（2）は、「入院患者日用品費は、次に掲げる者について算定する。ア 病院又は診療所（介護療養型医療施設を除く。以下同じ。）に1箇月以上入院する者」と定めており、処分庁管内の本件決定時における入院患者日用品費について、基準額は22,680円、冬季加算額は980円であるところ、妻が入院している間の請求人世帯の生活扶助の額は115,740円、冬季加算額は3,560円、期末一時扶助費は27,780円である。
- (4) 保護基準の別表第1の第2章の2の（1）は、障害者加算の額を定めており、処分庁管内の本件決定時における障害等級の3級又は国民年金法施行令（昭和34年政令184号）別表に定める2級のいずれかに該当する障がいのある者の在宅者の加算額は17,530円、入院患者の加算額は14,590円である。
- (5) 問答集の問13の2の（答）1では、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要がある生じた場合について、「一旦決定された行政処分をいつ

までも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」と記している。

2. 本件決定について

(1) 処分庁は、妻が平成30年7月31日に退院した事実を知りながら、妻に係る基準生活費を入院患者日用品費から居宅基準の生活扶助費に変更することを失念しており、平成31年1月にその事実が判明したことから、前記1(5)のとおり、発見月の前々月である平成30年11月に遡及して、本件決定1を含む保護費の決定を変更する本件決定2を行ったものと認められる。

(2) しかしながら、本件支給額の相違は、処分庁が処理を怠ったことによるものであり、何ら請求人に過失はないと処分庁自身も認めるところである。この点に加え、最高裁大法廷昭和42年5月24日判決（最高裁判所民事判例集21巻5号1043頁）が、「生活保護法は、『この法律の定める要件』を満たす者は、『この法律による保護』を受けることができると規定し（2条参照）、その保護は、厚生大臣の設定する基準に基づいて行なうものとしているから（8条1項参照）、右の権利は、厚生大臣が最低限度の生活水準を維持するにたりると認めて設定した保護基準による保護を受け得ることにあると解すべきである。」と述べていることも併せ鑑みると、処分庁が平成30年8月分以降の保護費を見直していない限りで、これ以降の保護費の算出に瑕疵があることができる。

また、東京高等裁判所平成24年7月18日判決は、「実質的にみても、要保護者とした生活保護の開始申請に対し、保護の実施機関が、当該申請が保護の要件を具備しているにもかかわらず、これを却下する旨の決定をした場合に、その却下決定が取り消されても、過去の生活保護の申請権又はその申請に対応すべき実施機関としての地位が消滅しているために、もはや過去の生活保護についてはこれを受けることができないものとするならば、適正な保護の実施をしなかった保護の実施機関が要保護者の犠牲の下に利益を受けることとなるのであって（要保護者において国家賠償の訴えを提起することにより救済を求めることも考えられるが、国家賠償の訴えでは公務員の職務行為上の違法性や故意過失が問題とされるため、必ずしも十分な救済を受けることができない。）、このようなことは、全ての国民に対し必要な保護を行いその最低限度の生活を保障するという生活保護法の目的に照らして容認することができず、保護の実施機関は、過去の生活保護に遡及して開始決定をし、扶助費を支給することが可能であるというべきである（東京地裁昭和47年12月

25日判決・行裁集23巻12号946頁参照。)と判示する。

- (3) これらを踏まえると、処分庁の過誤により、少なくとも平成30年8月分以降の保護費の決定処分に手続き上の瑕疵があるにもかかわらず、本件決定2がこれらの処分の適法性を前提として平成31年1月分からの3か月分の遡及支給を行っている点で、本件決定2は瑕疵があるものと言わざるを得ず、取消しを免れない。
- なお、請求人は平成31年1月分の適正な保護費の支給を求めて、本件決定1の取消しを求めているが、処分庁は、同月16日付けで請求人に対して、同月分の保護費について、妻に係る基準生活費を入院患者日用品費から居宅基準の生活扶助費へ変更する本件決定2を行ったことが認められることから、請求人が主張する本件決定1の取消しについては、これを争う利益はもはやないといわざるを得ない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求については、行政不服審査法第45条第1項及び同法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年6月21日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
 - 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であ

ることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

